

1. 副業 (4月・5月)

標語：「楽しんで儲かる話はウソ！ 甘い誘いに用心を」

岐阜各務野高等学校 1年 田嶋 諒大 さん

(事例)

「いいね」を押すだけで稼げる SNS の広告にひかれ、リンク先のサイトでメッセージアプリの追加を求められた。そのアプリで連絡が来て、「いいね」を押した画像を送ると毎回 100 円～200 円が稼げた。その後、他のタスクの指示が来た。個人名義の口座に 1 万円を振り込むと 1 万 3 千円がもらえるという内容だった。うまい話だと思い、1 万円を振り込むと、次に 5 万円を要求された。その 5 万円を振り込まないと 1 万 3 千円が受け取れない上、タスク未達の名目で違約金も請求された。何度も請求され、合計 20 万円振り込んでしまった。返金を是非とも希望したい。(2025 年 全国の相談事例を参照)

<ポイント>

- ・簡単なタスクで稼げるとうたう副業トラブルである。
- ・この事案は、「いいね」を押すだけで簡単なタスクであることを強調して副業を誘引している。
- ・最初に少額の報酬を得ることで相手を信用させる手口である。

<アドバイス>

- ・簡単に稼げることを強調する広告は詐欺の可能性があるのでうのみにしないようにしましょう。
- ・相手から住所や氏名、銀行口座の情報、免許証の写真等の個人情報の開示を求められる場合があっても安易に個人情報を開示しないようにしましょう。
- ・困った時は、お住まいの消費生活センター等にご相談ください (消費者ホットライン 188)。



大垣商業高等学校 2年
桑原 佑芽 さん



大垣商業高等学校 2年
大橋 悠人 さん

2. フィッシング詐欺（6月・7月）

標語：「押しちゃダメ 大事な情報 抜かれるよ」

大垣日本大学高等学校3年 加藤 綴 さん

（事例）

宅配業者を騙ったメールが届いた。運悪く実際に荷物を受け取る予定があったので信じてしまった。メール本文に「再配達を希望する」との項目があり、タップすると入力画面が表示された。氏名・住所・電話番号・メールアドレスを入力し、最後に「再配達料が発生します。」と書かれていたので、クレジットカード情報を入力した。カード情報入力後、エラーが出たので別のクレジットカード情報を入力したが再度エラーが出た。仕方がないので3社目のクレジットカード情報を入力すると「完了」と表示され画面を閉じた。翌日になり、冷静になると昨日のクレジットエラーは詐欺ではないかと思うようになった。急いで、1枚目のクレジットカード会社に連絡をしたところ7万円決済されていると教えられたので、直ちに事の内容を説明したら請求は取り下げると言われた。2社目、3社目は、今の所決済されていないと言われた。3社ともカードを再発行してもらった。今後2社から請求を受けた場合はどうしたらよいか。

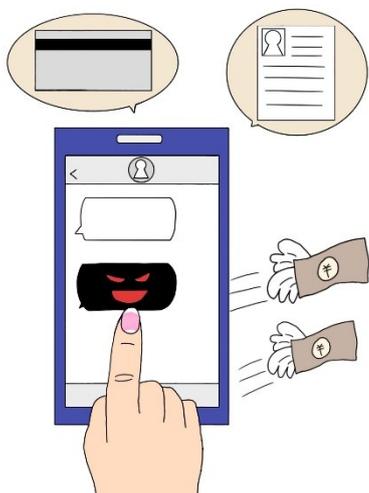
（2024年 全国の事例を参照）

<ポイント>

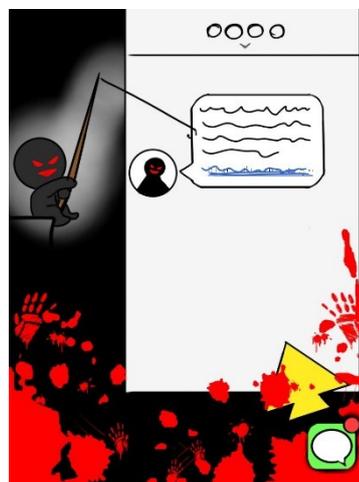
- ・事前にブックマークした正規のサイトや、正規のアプリからアクセスしているかどうか。
- ・事前のブックマークがない場合や、少しでも不安に思う点があれば、事業者等の正規のサイトでフィッシング詐欺に関する情報がないかを確認しているかどうか。
- ・もしメールのリンク先にアクセスしても、安易にクレジットカード番号を入力していないかどうか。

<アドバイス>

- ・日頃利用している事業者や公的機関などからのSMSやメールを見る時でも、まずはフィッシング詐欺を疑い、記載されているリンクにはアクセスしないようにしましょう。
 - ・フィッシングサイトに情報を入力してしまったら、同じID・パスワード等を使い回しているサービスを含め、すぐに変更する。また、クレジットカード会社や金融機関などに連絡しましょう。
- 日ごろからの対策として、利用限度額を確認し必要最低限の金額に設定しましょう。



大垣商業高等学校2年
吉中 莉緒 さん



大垣商業高等学校2年
木村 結涼 さん

3. 定期購入トラブル（8月・9月）

標語：「ショッピング 小さい文字を 見逃すな」

岐阜各務野高等学校1年 鈴木 庵 さん

（事例）

未成年の子供が、今年2月に肌がきれいになる美容液の宣伝の動画サイトを見た。注文したいと言うので、親である私も広告を確認し、初回2千円、半額で試せるチャンス縛りなしで申し込むとあったので、定期購入とは知らず、子供に許可して、子供の携帯から注文した。初回が届き、2千円をコンビニで支払った。これで終了と思っていたら、2回目の商品が届き、2本で9千円であった。あわてて、販売会社に連絡し、定期購入とは知らなかったことを伝えた。販売会社は、「次回商品の10日前であれば解約できた。初回の納品書に定期購入と記載してあり、次回届日も明記してある。3回目以降は解約するが、届いた商品は受け取ってもらわないと困る」と言われた。2回目を解約できないだろうか。

（2023年度 岐阜県内の事例参照）

<ポイント>

- ・初回は、無料または価格が安くなっていることが多い。
- ・定期購入であることの表示が分かりにくい場合がある（表示文字が小さい、目立たない場所に記載がある。）
- ・解決しようとしても、事業者に電話がつかないことがある。

<アドバイス>

- ・定期購入事例では、未成年者取消権を主張することもできるが、今回は、申込画面に年齢の詐術がないこと、小遣いの範囲の支払いを超えていること、親の同意なく申込をしたことなどを鑑みると、保護者の同意を得ていることから未成年者取消の主張は難しいと思われる。
- ・契約内容をしっかり確認しましょう（返品、交換、定期購入などの条件）。



大垣商業高等学校2年
今西 理央 さん



大垣商業高等学校2年
大橋 愛奈 さん

4 不当請求トラブル（10月・11月）

標語：「怪しいな 振り込む前に 相談を」

大垣日本大学高等学校3年 林 純聖 さん

（事例）

高校生になり、今年は入試もなく、比較的時間にゆとりがあったので、何気なくいろいろなサイトにアクセスしていた。その中でアダルトサイトがあり、興味本位にクリックをしてしまった。そうしたら、いきなり登録完了35万円と画面表示された。退会ボタンを押したらメーラーが立ち上がったので、退会したい旨を通知した。すると返信があり、退会したいのであれば、電話をよこさないという主旨の内容で電話番号が表記された。相手方の情報が全くないので不安になってしまった。

（2024年度 岐阜県内の事例参照）

<ポイント>

- ・ワンクリック詐欺の手口である。
- ・リンクやボタンをクリックしただけで、いきなり高額な請求画面・登録画面が表示される。
- ・アダルト情報サイトでのトラブルが多い。
- ・解決しようとして事業者と連絡をするとメールアドレスや電話番号など個人情報を知られる危険も。

<アドバイス>

- ・今回は、契約する手続きを踏んだわけではないので、契約は成立していない。したがって、支払う必要はない。仮に契約が成立したとしても未成年者取消が可能である。
- ・今回のケースは慌てて相手に連絡をしてしまいましたが、事業者と連絡しないようにしましょう。



大垣商業高等学校2年
奥村 麻央 さん



大垣商業高等学校2年
坂口 稀英 さん

5 ゲーム課金トラブル（12月・1月）

標語：「その課金 後悔しても 返らない」

大垣日本大学高等学校1年 小川 桜空 さん

（事例）

クレジットカードに高額な請求がきた。家族内で調べたら、中学生の子供がゲーム課金をしていたことがわかった。経緯として夫が6月中旬に家族写真の共有をするために家族共有に子供を入れた。その時夫は自分たちが利用しているスマホのストレージを買う時に使うクレジットカードにアクセスできることを全く知らなかった。子供は、親に知らせることなく、1万円のギフトカードを購入できるようになったため、1万円の範囲内でゲーム課金ができていると思いゲームを行っていた。子供は、ゲームが進むにつれ、不安に思っ、夫に相談したようである。夫は、すぐにストップをかけてプラットフォーム事業者に返金依頼したが、アプリの中の購入なので取り消すことができないと回答された。どうにか返金できないだろうか。

（2023年度 岐阜県内の事例参照）

<ポイント>

- ・ゲーム課金の場合、キャッシュレス決済の場合が多い。キャッシュカードの管理（パスワード等）には、十分気を付ける必要がある。
- ・ゲーム課金履歴から、支払い決済ができてしまわないかを絶えず管理する必要がある。

<アドバイス>

- ・未成年者が親の承諾を得ず、お小遣いの範囲を超えて行った契約は、未成年者取消ができる。
- ・ケースによりますが、詳しい経緯と反省文、未成年者であることの証明書を送付することによって未成年者取消に応じてくれることもある。



大垣商業高等学校2年
桐原 妃乃 さん



消費者教育
（Web版消費者教育副読本
「おっと！落とし穴」

岐阜県消費者の窓
（消費生活相談・情報）



消費者庁
消費者への注意喚起

6. 出会い系サイトトラブル（2月・3月）

標語：『「会いたいな」 そのやりとりが 詐欺の種』

大垣日本大学高等学校3年 森谷 智仁 さん

（事例）

知らない女性からSNSにダイレクトメールが届いた。無料通話アプリを交換しメッセージのやり取りをしていたが女性に無料だからと誘われ出会い系サイトαに登録した。その後も複数回やり取りしたが、会う約束の時間や場所が文字化けになってしまうことが続いた。登録だけではなく、会員とならないとチャットのやり取りができないと言われスマホで5万円支払った。その後、女性との出会いが成立すれば返金するとして8万円送金し、返金のために自分の個人情報を相手に渡してしまった。その後1週間以上たっても返金されないの、事務局に問い合わせたところ返金手続きが途中であるのでしばらく待つようにと言われた。その後女性とのやりとりもできなくなったので、おかしいと思い家族に相談し、警察に相談したら、消費生活相談センターに相談してはどうかと言われ、消費生活相談センターに相談した。

（2023年度 岐阜県内の事例参照）

<ポイント>

- ・相手と相性があるようにみせかけて、お金をだまし取る手口である。
- ・SNSやマッチングアプリで出会う。
- ・メッセージのやり取りの中で、相手の心に巧みに寄り添うようなメッセージを発信する。
- ・いろいろな方法でお金を振り込む機会を作る。
- ・返金するように見せかけてお金が返されない。
- ・相手と連絡が取れなくなる。

<アドバイス>

- ・相手との連絡を絶ちましょう。
- ・運営局に通報しましょう。
- ・これまでのやり取りの記録を集めましょう。
- ・警察に被害届を提出しましょう。
- ・金融機関に連絡しましょう。
- ・困った時は、お住まいの消費生活センターや警察にご相談ください（消費者ホットライン188等）。



大垣商業高等学校2年
若原 瑠花 さん



大垣商業高等学校2年
北村 涼乃 さん